三　事業施行期間　自平成十八年三月二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　福井県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第三十六号福井都市計画道路事業
七・五・十九号宝永志比口線
三　事業施行期間　自平成十八年三月二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　福井県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第三十五号福井都市計画道路事業
七・五・二十号宝永日之出線
三　事業施行期間　自平成十八年三月二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　福井県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第三十四号福井都市計画道路事業
七・五・二十一号大手日之出線
三　事業施行期間　自平成十八年三月二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　福井県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第三十八号福井都市計画道路事業
八・七・七号福井口松本通り
三　事業施行期間　自平成十八年三月二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年三月三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
近畿地方整備局長　17
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
建築検査機構株式会社
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	弥勒　良晴、研谷　健一
変更後	星野　明子

(2)　変更年月日
平成二十二年一月二十六日

○中国地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　鳥取県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中国地方整備局告示第三号鳥取都市計画道路事業三・五・三号美萩野覚寺線
三　事業施行期間　自平成十八年一月二十四日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三日

九州地方整備局長　岡本　博

その関係図面は、平成二十二年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
二百三一号	唐津市厳木町牧瀬字下牧瀬三一四番一三から同市厳木町牧瀬字下牧瀬三四一番四まで

図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
供用開始の期日	平成二十二年三月三日